

令和8年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和8年6月17日（水曜日）午前10時 2分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	金 澤 雅 哉	2 番	高 橋 美千子
3 番	戸 村 ひとみ	4 番	常世田 正 樹
5 番	伊 藤 春 美	6 番	伊 場 哲 也
8 番	崎 山 華 英	9 番	永 井 孝 佳
10 番	井 田 孝	11 番	島 田 恒
13 番	遠 藤 保 明	14 番	宮 内 保
15 番	飯 嶋 正 利	16 番	宮 澤 芳 雄
17 番	伊 藤 房 代	18 番	木 内 欽 市
19 番	松 木 源太郎		

欠席議員（2名）

7 番	平 山 清 海	12 番	片 桐 文 夫
-----	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	大八木 利 武	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	崎 山 博 之	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 育 て 支 援 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	椎 名 実
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 長	杉 山 かおる	商工観光課長	加 瀬 弓 子
農 水 産 課 長	金 杉 高 春	建 設 課 長	林 一 美
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	宮 内 和 美
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	佐 野 唯 生
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	森 田 貴 久
農 業 委 員 会 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	飯 笹 浩 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 2分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 松 木 源太郎

○議長（宮内 保） 通告順により、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（19番 松木源太郎 登壇）

○19番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎です。

2026年、令和8年6月17日、旭市議会第2回定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1番、千葉県におけるCCS事業計画について。

地球温暖化の主な原因は、人間の活動による温室効果ガスの増加です。19世紀の産業革命以後に二酸化炭素（CO₂）、メタンなどの温室効果ガスの濃度が急増し、現在も記録更新をしております。日本では2025年、カーボンニュートラルを目指すこととしました。つまり、2030年度のCO₂（二酸化炭素）排出量を2013年度比にて46%削減して、世界の平均気温上昇を1.5度C以下にし、地球温暖化を防ぐためであります。

CCSとは、一般質問の通告の下部に記載のと通りの事業で、首都圏CCS株式会社で、主に日本製鉄が発生させる二酸化炭素を九十九里町沖合の地層に埋め込む事業です。事業費の多くは国の予算から支出されます。これについての市の考え方をお聞きするものであります。

(1) C C S事業について市はどのように認識し、本市への影響をどのように把握しているか、お聞きいたします。

(2) 近隣の自治体では、事業者による事業説明会が実施されていますが、本市においても事業者へ説明会の開催を要請する考えがあるか。

この二つの点を中心に、お聞きいたします。

2番目、市職員のハラスメントアンケート調査結果報告についてお聞きいたします。

(1) 今回の調査結果を今後どのように生かしていくか、お聞きいたします。2番目、そのためにどのような取組が今必要であるかをお聞きいたします。

3番目、学校再編基本計画について。

(1) (仮称)北統合中学校新設の問題について、代表者会議で検討されておりますけれども、中学校全体の再編にも影響するこの問題を個別に検討することは、妥当性に欠けるのではないかと考えますが、市の見解をお伺いするものであります。

1回目のご質問はこの程度にし、2回目以降について、記載については再度ご質問いたします。

○議長(宮内 保) 松木議員。今の質問なんですけれども、1の(1)。その質問なんですけれども、二つ質問を今しましたので、まず、本市への影響をどのように把握しているのかということで、まず1回目で、2回目で、またその次で質問してください。分けてください。

それでは、松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長(崎山博之) それでは、環境課からは、1、千葉県におけるC C S事業計画について。(1) C C S事業について市はどのように認識し、本市への影響をどのように把握しているかについてご回答いたします。

地球温暖化に伴う異常気象につきましては、将来にわたる重大な脅威であると認識しているところでございます。国においては、2050年までのカーボンニュートラルである温室効果ガス排出ゼロを目標に、全国で対策が進められているところです。

旭市といたしましても、昨年度にゼロカーボンシティあさひを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいるところです。今後も引き続き、旭市地球温暖化対策推進実行計画を基に温暖化対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、2項目めの市職員のハラスメントアンケート調査結果についてお答えいたします。

（1）ハラスメントアンケートの調査結果を今後どのように生かしていくのかということですが、昨年度職員に対し実施したハラスメントアンケートは、ハラスメントに関する職員の意識や職員同士のみならず、市関係者とのハラスメントの有無などの潜在的な案件も含めた発生状況を把握しまして、情報を共有することで、今後のハラスメント発生の抑止と、発生時対応の参考とするために実施したものでございます。

社会的な課題であるカスタマーハラスメントの防止措置の義務化が本年10月から施行されることに伴いまして、現在、市の対応方針及び対応マニュアルの策定を進めており、アンケートの調査結果を内容に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、3項目めの学校再編の基本方針についての（1）北統合中学校新設の問題についてというところで、この問題は中学校全体の再編にも影響するというところで、この問題を個別に検討することは妥当性に欠けるというところで、市の見解をというご質問でございました。

（仮称）北統合中学校につきましては、基本方針に示す琴田小、共和小、中和小、萬歳小、古城小の五つの学区を対象に中学校を新設することについて、代表者会議のほうで答申をいただきましたが、こちらについては承認に至りませんでした。

現在は、対象地域における生徒数のさらなる減少傾向ですとか、中学校を新設した場合の財源の影響、そのほかに学区の見直しに対する要望への対応などを踏まえながら、代表者会議において、今後の方向性について検討をいただいているところであります。

その中には、一部他地域へ影響する内容等もございますが、これらの資料につきましては、これまで委員の皆様から出た意見を一旦整理するために作成したものでありまして、市の方向性等を示したものではありません。このことについては委員の皆様にも説明し、理解をいただいているものと認識しております。

代表者会議につきましては、個別の地域事情に応じた意見を伺う機会でありますので、市全体の整合性を確保しながら再編を進めてまいりたいと考えておりまして、現在の検討の手法というところについては、妥当性を欠くというものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） それでは、第1項目めが、二つに分けましたので、1の1についてお伺いします。

まず、CCS事業を日本政府が急ぐわけは、カーボンニュートラルといって温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること、こういう目標になっているわけですね。今回のCCS計画が日本の炭酸ガス排出量の0.15%しか削除できない。それなのに巨額のお金を使って、前例のないリスクを、千葉の私たちの住んでいる地域に押しつけられているというふうに私は考えるわけです。

ご存じのように、合併前の旧旭市は海岸地域の井戸野地先から天然ガスが産出し、市としてガス事業をしていました。ガスの産出が減少し、民間企業に事業を譲り、今ではガス事業が続いております。民間の方のプロパンガスですね。このような事情から、今回のCO₂を地下2,000メートル近くへ貯留にすることは大変不安があります。つまり、匝瑳市でもって止まるわけではなく銚子手前のところまで影響するのに、なぜCCS会社がこの旭市に説明会を設けなかったのか、これに疑問を持つと思うんです。

次に、たとえ九十九里町の沖といっても、天然ガスが自然に湧き出している茂原市や九十九里町と同じで、南関東ガス田の上にある旭市が影響を受けないわけがないですから、これについて私が一般質問をしたのは、市がどのように考えて、CCS株式会社に説明会を開いてくれと、市がこの話を聞いたら言うのが本筋ではないかと思っているわけです。

ですから、3月22日の匝瑳市での説明会のパンフレットと私ども共産党が作ったこの問題についての資料を、すぐ環境課と市長宛てにお渡しいたしました。それでもって検討していただければ、6月の議会で議論したいということでもって今回の質問に至ったわけです。この間の検討の結果、CCS会社の説明会をお願いしたか、その点を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 説明会をお願いしたかという質問についてお答えいたします。

まず、九十九里沖のCCS事業につきましては、令和7年9月17日に経済産業大臣のほうから特定区域と指定をされております。区域といたしましては、九十九里町沖から匝瑳市沖の一带となっております。また、匝瑳市などの計画区域に関する市町村には、事業者のほう

から説明会を開催していることは伺っているところでございます。

本事業の実施主体は国及び事業者でございまして、事業の安全性や具体的な調査内容につきまして、周辺住民の皆さんへ丁寧に、理解を得ることは必要なことだと考えております。また、国や事業者が果たすべき重い責任であると考えております。

旭市としては説明会の要望はしてございませんが、事業計画区域が近接しているため、市民の皆様に不安が生じないように、国・県や事業者の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） よく見てくださいよ。これは首都圏ＣＣＳ株式会社が3月20日に配った。これと全く同じようにカラーコピーして、市長と環境課に届けてあるわけですね。それでも何もこの会社とアクセス取らなかったんですか。私は、それは市の執行部として大変不誠実だと思います。

あなた方は、この旭市がこの問題について影響がないと言えるからそういうこと言うんですか、それとも経済産業省がそのことを認可しているから、つまり地域を匝瑳市のところでもって止めているから、私らのところは関係ないんだということなんですか。そこら辺のところが考え方として非常に私は問題だと思うんですよ。そうでしょう。

だって、この地図を見れば明らかなように、もう旭市が入るぎりぎりのところでしょう。それで旭市は、いいですか、私が聞いた話では、今のガス会社を経営している方から聞いたら、どこを掘ってもどこでもガスが出てくるんですよ。例えば、話を聞いたら東部図書館を造るとき、あのときに東部図書館に市ガスを引きたいから工事をお願いしますということと言ったら、その基礎を掘っている段階でもって爆発があったんです。天然ガスです。

つまり、旭市は海岸に近いほうはどこを掘ってもガスが出る状態だと。これがいろんな異変でもって二酸化炭素を九十九里の沖に埋めて、それで地層が変わって、そこは同じところに茂原市で自然に出るようなガスがたまっている地域なんです。そのところの端にあるから何にも起こらないということは考えられないでしょう。

そういうことでも全然旭市はアクションを取らないということは、私は大変不思議に思います。これについて市長どう考えているんですか。簡単でいいですからご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 国が推進するＣＣＳ事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた新たな脱炭素技術の一つであると注目はしております。しかしながら、いかに重要な技術・施策であっても、市民の安全な暮らし、地域の産業、そして環境への影響が不透明なまま進められてはなりません。安全・安心の確保と住民の理解が、事業を進める上で大前提にあるものと考えております。

市といたしましては地域住民の理解が最も重要であると考え、今後の動向を注視してまいります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 私はまだ1回目にあります。

そうすると、2025年のカーボンニュートラル、または2030年の目標に向かって国がやっていることだから、心配ではあるけれども、住民の方々がそういうことを知っても、旭市としては、国がやっている、県も推していることだから構わないということなんですか。そういうお考えでもって、今、旭市はこのＣＣＳ事業に対応していくということですか。そのことについて環境課はどうなんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 確かに、議員おっしゃられていますように、匝瑳市沖までの一帯ということにはなっておりますけれども、事業による影響範囲は貯留される地層によるものと考えられるとも考えております。旭市沖に対する影響につきましては、今後も国や事業者からの情報収集に努め、動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それは、どういう根拠に基づいてそういう判断を市がされたんですか。どういう根拠か。本当にここまでは、この旭市までは来ないだろうという、あなた方、市の判断でもってそういう判断をされたんですか。そのところなんですよ、問題は。

例えば、先日の地震の問題でも話が、答弁がありましたよね。15年前のあの地震でいろんな問題が起きました。旭市は被害者も出ました。その後、地震の計画を非常にレベルを上げたものに変えてきました。

先日、千葉日報でご存じのように、これからの地震の起こる可能性について記事が出まし

た。それに比べて、今旭市が設定したのが大丈夫だから、今から上げるということはないだろうというご答弁があった、私もそうだと思います。今回全く新しい、旭市に関係することが出たのに、それは国がやることだから、県が承認しているから、今年の7月から九十九里沖でもって検査のための2か所、そのボーリングが始まるってことは聞いているわけでしょう。あなた方、十分知っていますよね。それでも、あなた方はこの地域は影響ないよと、そういう判断をされたんですか。つまり、そういうことなんですよ。

それはね、いろんなこの地域の、例えば千葉県北東部でもっていろんなことが起こる。例えば空港の問題だってそうですね。空港の問題だって、いろんな問題がありますけれども、銚子市、旭市、匝瑳市はほとんど関係ないというふうに見られているけれども、本当にそうでしょうか。そういうことと関係するわけですよ。ですから日本の国、千葉県のこの地域にいる私たちの自治体は、その近くでもっていろんな国がやっていることが起こって、それがいろんな影響があるときはそれなりの判断をして、その関係のところに調査し、住民に知らせていく、そういうことがこの自治体の役目ですよ。

ですから、今回の空港の拡大につきましても、それについては多古町でもってどうするかと議会でもって議論して、受け入れましょうと全会一致でもって決まった。こういうようなことがやらなければならない、本当に住民の方々の生活を守っていくわけにいかないわけでしょう。そこら辺についての考え方がまるっきり違うと思うんです。ご意見だけお伺いいたしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 影響の有無、あるなしも含めまして、国・県から、事業者から情報収集にこれ以上努めまして、注視して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） では、2番目のところにいきますけれども、説明会を会社に要請するということは、してみるということはやってみる必要があるのではないですか。国のほうが、この地域だって民間の会社が決めただけでも、そうなのかということも我々は調べた上でね。つまり、専門家に聞く場合もあるでしょうけれども、旭市が調べて、いや、旭市はこういうふうにはガス田の関係でもって影響があるだろうと。それから、海岸地域では、ホテルでもって1,000メートル近くの温泉も湧くようにしているとか。こういうことがあるから、

一度ＣＣＳの会社に、住民が納得するように、また関心を持ってもらうように、説明会を開いてくれないかという要請は一度していいんじゃないかと思うんですけども、その点については市長どう考えます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本市は、事業計画区域が近接しているため市民の皆様に不安が生じないよう、国・県や事業者の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎） 適切に対応してくれるということなので、それを見守っていきたいと思います。

２番目の――全体で言うと３番目になりますか――市職員のハラスメントアンケート調査結果について、ちょっとお聞きいたします。これはちょっと長いので、ちょっと時間がかかりますけれども。

本年３月２３日付アサヒシティプレスリリースで、昨年末から本年１月末までの間に回答を得た旭市職員ハラスメントアンケート調査結果の発表がありました。ハラスメントを訴えていた職員を千葉県自治体労働組合に紹介し、共に旭市のハラスメント対策が不十分であることを痛感しましたので、昨年７月には、会計年度任用保育士が所長のハラスメントで、父母の訴えで警察に逮捕された事件も起きました。この方の事件は、旭市の人事管理がいかにかいどいかを改めて示したものでありました。

これらの事態に対する真摯な反省なくしては、旭市で働く皆さんの労働条件はよくなりません。今回、正規職員のみアンケートで、会計年度職員が、勤務時間の長短はあれど、８割程度の方がいますから、これらの方々がアンケートの対象になっていないのは十分なアンケート調査とは言えないと思いますけれども、市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

この事件以外にもさらに１件、ハラスメント事件がありました。この件は、アサヒシティプレスリリースの内容でしか分かりませんでしたが、もっと隠されているんじゃないかと考えましたので、今回のアンケート結果の発表を今後の指針になるものであると考えております。

なお、ハラスメント問題では、職員にとってお客である市民の皆さんや職員が対応する外部の方との間のカスタマーハラスメントは、今回、市職員が働く中でのハラスメントとは異質なものですから、私の質問対象にはいたしません。

ところで、今回4月15日付で配布された市民への文書は、ハラスメントに関するアンケート調査結果と事務連絡職員ハラスメントアンケートの結果のお知らせと、保育士には保育士の基本ルール、守秘義務、服務規程の文書のようなものを一緒に配っております。これはどういうことなのでしょう。まずこの点について伺いたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員にお聞きしますが、一応、一問一答ですので、質問の1問、何をお聞きしたいのか再度お願いいたします。何を、1点です。

○19番（松木源太郎） 今回配った職員向けの文書が、どういう意味を持っているかをお聞きしたいわけです。

○議長（宮内 保） 松木議員、アンケート結果ですか。

○19番（松木源太郎） そうではないですよ。どういう意味を持っているかをお聞きしたいんです。つまり4月15日付で配付された職員への文書は、3種類配られているんですけども、これはどういう意味を持っているか。その内容についても、後でもって紹介いたしますので、どういう意味を持っているかをお聞きしたいのであります。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（宮内 保） 再開いたします。

松木議員、改めて質問のほう、よろしくお願いします。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それでは、ハラスメント結果の報告についての要項で改めて聞きますけれども、正規の職員だけでもってやって、会計年度職員なんかはやらなかったということはどういうことなのでしょう。ここにはハラスメントがないからやらなかったのか、そのことをまず最初に聞き、2番目がですね……

○議長（宮内 保） 一問一答ですから。

○19番（松木源太郎） では、その点についてだけお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回、昨年度ハラスメントのアンケートをしたのは、旭市で初めてアンケートを行ったものでございます。まずは正職員についてアンケートを取りまして、次回以降は、会計年度任用職員についても取るかどうかを検討したいと思います。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） 今後そういうこともあり得る。つまり旭市の場合は、概数でいうと約600人の正規の職員と、これは短時間の方もいますけれども、400人の会計年度職員その他がいらっしゃるわけですね。ですから1,000人ぐらいいらっしゃるわけですから、その全体の働いている方のことをちゃんと調べなければならぬのではないかと思いますので、今後についてはそういうところにも手を伸ばしていただきたいと思います。

それからもう一つは、32人いる、いわゆる私どもが配られた中にも32人いる議員のハラスメントの問題ですけれども、これも大変私は問題だと思っています。その中身を聞いてみたら、かなり執拗に議員からハラスメントを受けた内容を詳しく知ったわけです。そういうことについては、市としては議会にどのような形での要請をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市としましては、その議員を含め各種委員等からのハラスメント対策においても、組織的な対応が必要と考えております。この議会に対しましては、1月に議長宛てに市から申入れを行っております。その文書は職員へ配布したものと同じですが、内容としましては、市議会議員と面談を行う場合は2名以上で対応することや、必要に応じて録音を行うこと、また、副課長以下で対応した場合は内容を課長へ報告するほか、その面談の内容は記録をつけることなど、面談時の対応について職員にも周知しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） では、今後はそういう形でもって対応していくということで、了解いたしました。

次に、昨年から今年にかけて起こった保母さんのハラスメントや、また逮捕事件についてお聞きしたいと思います。4月30日に千葉県自治体一般労働組合執行委員長の方から、旭市における人事考課制度ハラスメント根絶と保育行政に向けた改善要望書というのが市長宛てに提出されていると思います。

その中には、1、人事制度の問題、2、パワハラを根絶するためパワハラ相談員としての外部相談員の配置。そのためには旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程第7条、

(10) その他市長が必要と認めた職員、相談員としてハラスメントに対する知見を有する者（臨床心理士、精神保健福祉士、ハラスメント防止コンサルタント）を外部相談員として配置することが求められます。

さらに、管理職職員全員にセクハラ・パワハラに関する研修の充実、また会計年度任用職員の保育士の割合が50%を上回っており、子どもに寄り添った保育が難しくなっています。また、保育所も保育士も給食担当等でトイレが一緒だったり、トイレの数が足りないなど、保育所は旧式なトイレのままだったりということがあり、そういうようなことについて改善をお願いしたい。この点についてお聞きいたします。

○議長（宮内 保） 松木議員、今の一般質問なんですけれども、非常に内容が広く質問しているものですから、要点だけよろしくお願いします。

○19番（松木源太郎） 今回、ハラスメントの問題とか、それから解雇の問題について、旭市の労働組合では相談を受けられないというので個人組合の、先ほど申し上げました千葉県自治体一般労働組合に私が紹介して相談をしました。これについては、4年ぐらい前にも、旧海上町でもハラスメントがあった問題も相談を受けていたことも、私も聞いております。私はそのときまだ議員ではありませんでしたけれどもね。

そういうことから、その中から、要するに要綱によってちゃんと、つまり、その前の方についてはハラスメント委員会を開いたけれども、弁護士がハラスメントでないとやったからハラスメントでないと認定をした。その方は辞めました。その名前を言ってくれというところがありますけれども、そういうようなことは、名前も市長に対する文書に書いてありますね。

そういう問題もあったので、ハラスメントの問題であればそういう専門家を相談員として市が設置していただけないか、そういうことをお願いしているわけなんですけれども、市の答弁をお願いします。

○議長（宮内 保） 松木議員、要するにハラスメントの取組ということで、答弁でよろしいでしょうか。

○19番（松木源太郎） ちょっと待ってください。

○議長（宮内 保） 松木議員。

○19番（松木源太郎） 取組ですから、そういう専門家をこの、市長が条項でもって設置で

きることがあるから、そういう人を委任して、市の中で課長なんかには相談できない、同僚に相談できない人が、外部の方でこの方に言えば相談できると、そういうものを設置してくれと言っているんですよ。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） ハラスメント相談に専門家をというご質問でございます。

ハラスメントの相談員につきましては、先ほど議員おっしゃったように旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程、これによりまして複数部署の職員が対応しておりますが、そのほかに臨床心理士の資格を持つカウンセラーへの相談も実施をしております。また、職員が加入している千葉縣市町村職員共済組合、こちらのほうに相談窓口が設置されておりますので、これについてこれまでも職員に周知をしておりますが、改めまして職員へ周知をさらにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） この項目の最後になりますけれども、46年勤務した保育士がパワハラを受け3月30日に退職されました。この方は警察に逮捕されて、解放されて出てきている方です。この方は6か月間保育士としての勤務を許されず退職、3月30日にですね。同僚である保育士への手紙を渡していただきたと依頼したが、個人名が記されている——私も同席しました——ということで渡せないと断られました。どのように改めればよいか検討していただきたと思いますけれども、これについてご回答いただきたと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員にお尋ねしたいんですけれども、その手紙の関連性といいたうか、パワハラの関連性はどのような内容なのか分かりますでしょうか。

○19番（松木源太郎） 話しをすれば長くなりますけれども、昨年7月に逮捕された方がいて、それも事件というか事故があつてから1か月たつて逮捕されて、それでもって逮捕されて起訴されないで帰った方がいらっしゃるのは、皆さんご存じだと思います。

その方が3月31日でもって辞めざるを得ない。46年間、旭市を含めて保育士をやっていたそうです。最後に、皆さん方にお別れの手紙があつたけれども配ってくれないからと相談があつたので、私は担当課の方と相談して、そうしたらば、個人名が入っているから配れないというんですから、じゃ、どうしたら配れますかということをお答してくれと言つたけれども、お答がないので、そのことについてお答いただきたということでございます。

○議長（宮内 保） 松木議員、今の質問なんですけれども、通告の質問に関連しないと思うんですけれども。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 私は、2番目の通告はハラスメントについてのことについて質問しておりますから、関連していると思います。

○議長（宮内 保） 松木委員、今は手紙ということですから、個人の手紙ですから関連性がない。

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 退職された方からのお手紙ということでございますが、その元職員におかれましては、長年保育士として務められ、いろいろとご苦労されて長年保育業務に携わったことについては、改めて敬意を表するところでございます。

ただ、先ほど議員のほうでパワハラによる退職という話がありましたが、パワハラによって退職したものではないものと認識しております。これは事実でないと考えられます。それと、逮捕されたこととパワハラというのは別の問題ではないかと思われま

す。それと、手紙を個人名や個人情報が入っているので配れないということで、なければということでございますが、その手紙の内容にはその当時の勤務状況に関することや特定の個人名が記載されております。そうした個人のプライバシー保護とか組織の円滑な運営という点でお断りしたところでございますが、そのほかにも、その当時の具体的な勤務状況の内部のやり取りなども記載されております。これは、地方公務員法で定められました守秘義務に抵触する可能性がある内容を含んでいるものと、これは組織として配布することは法令遵守の観点から重大な問題があると思われま

す。たとえ退職されたとはいえ、元公務員が職務上知り得た秘密を書簡の中に入れて公にすることは、公務員倫理及び法律の観点から非常にリスクの高いものと思われま

す。組織としては、そのような情報を公式な経路で全職員に配付するということは、市の情報管理責任も問われますので、そういった観点から配付はできないと申し上げたところでございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 了解しませんけれども、終わりにします。

次に、3番目に質問しております学校再編基本方針についてであります。

先日こういうのが——これはB 4に大きくしましたけれども——来ました。5月22日の北統合中学校第4回学校再編代表者会議、私、傍聴させていただきました。そのときに大変違和感を感じたわけです。なぜか。まず一つは、北中学校を開設するに当たってまず第一に問題があったと思います。旧干潟町の小学校が一緒に一つになる、それはいいでしょう。ところが、第二中学校の学区の共和と琴田小学校の部分を北中学校に持っていく、これは以前につくった計画でもってそうになっておりました。

中学校のつくる問題を代表者会議は始めてしまった。それでもって、私は当然だと思いますが、旧旭市の2校の方たちの地域がその新しい中学校に行くという結論になるのは、なかなか難しいと思っていました。事実、合意ができなかった。その次にどうするかということでは何回か会合が開かれているわけですが、その中で5月22日に出てきた、当時配られたこれはA 3の大きいやつですけれども、これを見てびっくりしたわけです。

なぜか。中学校をどうするかという問題について全く方向が出ていないのに、その北中学校をどこに持っていくかという議論だったらいんですけれども、その中で二中とか一中とか、旭市ですね。それから海上中学校とかにも配分してこうゆうするんだ。中学校の配分の仕方までここで議論されてしまっているわけです。これは、ちょっと順序が違うのではないかと。

つまり、どういうことかという、飯岡町では二つの小学校を統合して、今の中学校のところに持っていくんだと話が出ていますよね。それに大変不安を持っている。それから、今言ったように、この中には、住民の方の意見の中に出てきたのは、中央小学校は一中に行ってもらって、二中の範囲は旧干潟町まで広げて、それで全体に少なくなってきたらば二中にしたらどうかなんて意見が出るような書き方なんです。

これは、皆さん方、教育委員会は本当に努力されているのは私は認めます。ずっと傍聴していますから、いろんな意見が交錯して方向が難しいのは分かりますけれども、しかし順番が違うでしょうと。中学校の問題をやるんだとしたら、それできちっと中学校の問題について住民の方々によく知ってもらった上でやるべきだ、こう思うんですけれども、順序が逆でしょう、こういうことでやっていたんでは混乱を起こすと思うんですけれども、教育委員会のお考えをいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは回答申し上げます。

今回、議員おっしゃいますように、資料としまして統合中学校を3校とする案、また2校とする案というようなことで、四つのパターンの資料をお出ししました。先ほどお見せいただいたものでございますが。ただ、これにつきましては、先ほどもお話ししましたとおり、今まで委員の皆さんから出ていた意見、それらを今後の方向性を決めていくに当たって一旦それを整理するため、そのためにこの四つのパターンということで、こういった意見が今まで出ていますというところでお示ししたものでございまして、この四つの中から決めるとか、この方向性を市のほうでこれにしますよという意味ではなかったというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） それは順序が逆ですよ。中学校の統合の問題と小学校の統合の問題と性質が違うわけですから、住民の持っている感情も違うわけですから、そこを無理やりこういう新しいものを出して、提案だったからいいだろうというわけにはいかないです。住民の感情としては、もう飯岡の小学校に行っているお子さんの方々は、何であの中学校に行かなければならないのと、中学校の視点ね。そういう考えになってしまっているわけですよ。

ですから、そこら辺をもっとちゃんと住民の方が納得するような形の進め方を、これから教育委員会で十分に検討していただきたい。特に私は、違和感を持ったのは、私は子どもたちが琴田小学校を出ていますから、それで琴田小学校の父兄たちはずっとよく知っている人がいっぱいいるんですけれども、最初から、幾ら言われたって干潟のほうにつくる中学校には行かないよとはっきり言っているんですよ。

どういう歴史があるかという、ちょうど私があそこにうちを建てた頃は、ここは最後に学校が嚶鳴と分かれて琴田小学校となったから、ここは将来、中央小学校に行くことになっているんだけど、当座は琴田に進んでくれやと言われていたと親が言っていたわけですよ。そういうのを、それはしょうがないだろうと私は思いましたよ。

しかし、そういうようなところにどんと持ってきたって、これはうんと言うわけないんだ。そういう住民の感情というのをよくつかまえて、もう少し検討し直していただきたいなと思います。

現在もう、教育委員会なりもう1段階上のところでもって、こうでどうでしょうと落とすしかないんですよ。だから、中学校全体の問題を考えると今まで待ってくださいと言えないと思うんです。そういう方向で示さないと、住民に混乱を引き起こすのではないかと

思っ、私はご質問申し上げました。要らないこと言っているなと思うかもしれませんが、住民の考えもそこら辺にあるということをお考えの上、よろしくお願ひしたいと思ひます。私、答弁要りません。ありがとうございました。終わります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願ひします。

（１７番 伊藤房代 登壇）

○１７番（伊藤房代） 議席番号１７番、公明党、伊藤房代でございます。

令和８年第２回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて４点の質問をさせていただきます。

１点目、熱中症対策について、２点目、公園の安全対策について、３点目、運行内容について、４点目、運転免許証返納者への支援について質問いたします。

まず１点目、熱中症対策について質問いたします。

（１）市では、一時的に暑さをしのぐ場所として、冷房の効いた涼み処は設置されているのか質問いたします。

（２）小・中学校や庁舎などの、公共施設への冷水機の設置はできないか質問いたします。近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は３７度Ｃ前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合１．１度Ｃも上昇し、汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が３９度Ｃになると疲労感になり、４０度Ｃになると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が１．１０度Ｃも上昇し、水分補給、５度Ｃの冷水を飲水した場合は０．６８度Ｃ、１５度Ｃの場合０．７７度Ｃなどで、水分補給の水の温度は５度Ｃから１５度Ｃの水分の熱中対策補給が適していると研究結果が出ています。

熱中症対策に、夏の季節５度Ｃから１５度Ｃの冷水器はぜひ必要と考えます。旭市として、ぜひ小・中学校や庁舎などの公共施設に冷水器の設置はできないか質問いたします。

（３）高齢者世帯や区の集会所などへのエアコン設置・購入への補助はあるのか質問いた

します。

2点目、公園の安全対策について質問いたします。

(1) 旭スポーツの森公園の駐車場が夜になると真っ暗で、防犯上大変危険な状況なので、街灯を増やすなどして安全対策はできないか質問いたします。

(2) 旭スポーツの森公園内の樹木が伸び過ぎて見通しが悪くなっているのを、枝の剪定はできないか質問いたします。国道126号沿いの北側の駐車場から西側にかけて、またテニスコート横の西側の駐車場のところの歩道に枝が下がっているのを、歩きにくくなっています。また、線路沿いの南側の樹木も大きくなり過ぎて見通しが悪く、南側の道路に面したところの防犯灯も木の陰になっているので、ぜひ枝の剪定や伐採はできないか質問いたします。

3点目、運行内容について質問いたします。

(1) コミュニティバスの運行内容について質問いたします。

(2) デマンド交通、きらりんタクシーの運行内容について質問いたします。

4点目、運転免許証返納者への支援について質問いたします。

(1) 運転免許証を返納された方への支援はどのようなものがあるのか、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(宮内 保) 伊藤房代議員、1の(2)の小・中学校の冷水機のあれと、(3)の高齢者世帯の、別々ということで。庁舎と公共施設ということですか。別々。

○17番(伊藤房代) はい。

○議長(宮内 保) 大きい1番の(2)小・中学校と庁舎、それを、二つになっているから一つずつということね。それと(3)の高齢者世帯と区、これも二つになっていますので、一つずつということで、すみませんよろしくお願いします。

答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(黒柳雅弘) 私からは、質問事項1の(1)涼み処の設置状況についてお答えいたします。

市では、熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として、市役所本庁舎をはじめとする冷房の効いた公共施設9か所を涼み処として開放しております。各施設のロビー等の共用スペースを活用し、暑さを避けて休憩できる場として、どなたでも自由にご利用いただけます。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは1項目めの熱中症対策についてのうちの（2）で、小・中学校における冷水機の設置について回答を申し上げます。

小・中学校の冷水機につきましては、現在、各学校の判断に基づきまして、寄附により、小学校では1校、中学校では2校に設置されております。

冷水器を設置し、安全な水質の飲料水を提供するためには、各学校において常に適切な維持管理に努める必要がございます。そのためには、国の「日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」を満たすことが大切でありまして、飲料水が外部からの汚染を受けないように、毎日の通水確認、ノズル・受皿やタンクなどの洗浄、フィルター交換などの水質の維持管理作業が必要となってまいります。

学校の現場では、熱中症対策の一環としまして、自宅から水筒を持参して授業の合間や体育の授業中など、日常的に水分補給をするといった指導が各学校で定着しておりまして、本市としましては、冷水機を設置する予定はございませんので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（杉山かおる） 私からは、1の（3）高齢者世帯へのエアコン設置の購入の補助についてお答えいたします。

現在、旭市におきましては、高齢者世帯を対象としたエアコン設置・購入費に対する補助制度はございません。議員がおっしゃいましたように、近年は記録的な猛暑が続いております。中でも、ご高齢の方は熱中症のリスクが高いため、関係機関と連携いたしまして健康支援に努めているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、2の公園の安全対策についての、まず（1）駐車場の照明について回答いたします。

旭スポーツの森公園駐車場内の照明につきましては、より広範囲で明るさが確保できるLED化を進めており、全54か所のうち18か所について既にLED化を終えています。公園駐車場の照明につきましては、防犯上の安全対策のほか、近隣住宅への配慮やLED化等による明るさなどを検討しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、（2）枝の剪定について回答いたします。

旭スポーツの森公園につきましては、年間を通し委託業者と契約し、計画的に樹木剪定を行っています。また、担当者が定期的に公園内の見回りを行い、危険性がある場合、随時対応もしております。

ご質問の樹木剪定ですが、公園内の木陰や木漏れ日などによる景観なども大切にしながら、計画的に剪定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな3点目、運行内容についてということで、コミュニティバスとデマンド交通について回答申し上げます。

まず（1）コミュニティバスでございます。現在の運行体制ですけれども、コミュニティバスは市内の交通空白地域を解消し、高齢者などの交通弱者の方の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的として運行しております。

運行内容といたしましては、東西線、旭南ルート、海上ルート、干潟ルートの四つのルートを5台のバスで運行しております。

続きまして、（2）デマンド交通の運行内容でございます。デマンド交通、きりりんタクシーは、路線バスやコミュニティバスを補完する公共交通システムとして、交通空白地域における交通弱者の移動手段を確保することを目的として、令和2年度から運行しております。

運行内容といたしましては、市内を旭南地区、干潟・旭北地区、海上・飯岡地区の三つの区域に分けて、それぞれの区域内を運行しております。また旭駅や旭市役所など市中心部の主要施設のほか、令和6年度からは各医療施設を共通乗降場所として設定し、どの運行区域からも利用できるようにしてございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、運転免許証を返納された方への支援について回答します。

運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を取得されている方は、乗車時に運転経歴証明書を提示することにより旭市コミュニティバス運賃200円が100円に、デマンド交通の運賃500円が400円になります。そのほかタクシー・バスなどの旅客事業者や、一部の販売店やサービス事業者が協賛企業として支援措置を行っており、千葉県警のホームページで特典内容をご覧になることができます。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

1点目の熱中症対策についての（1）を再質問させていただきます。

暑さをしのぐ場所として開放している公共施設、先ほど9か所、ロビーで活用しているということですが、入り口付近に涼み処の場所が分かるようなのぼり旗を立ててはと思いますが、いかがでしょうか。安心して市民の皆さんが遠慮なくご利用できるのではないのでしょうか。また、防災無線などでも涼み処の場所を周知できないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） お答えします。

現在、涼み処として開放している施設は、市民の皆様が日常的に利用している市役所本庁舎などの公共施設です。そのため、のぼり旗などを設置して特別な場所として周知するのではなく、ふだんから気軽に利用いただける環境としております。一方で、涼み処をより分かりやすくお知らせすることも重要であると認識しておりますので、ホームページや広報などによる周知に努めているところです。

また、防災行政無線では、熱中症警戒アラート発表時に外出を控えることや、小まめな水分補給、エアコンの適切な使用など熱中症予防に関する注意喚起を行っております。涼み処の周知につきましては、今後も他の自治体の事例なども参考にしながら、より効果的な情報発信について研究してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員、一問一答ですので一問ずつ質問のほうお願いいたします。
伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） すみません。涼み処のその場所が分かるようにのぼり旗を立ててはということで、特別しなくてもということですが、やはり市民の皆さんは、安心してその場所でゆっくりと休むことができるには、やはりのぼり旗を立てたほうが分かりやすくいいのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 回答します。

繰り返しになりますけれども、周知方法につきましては、他の自治体の取組状況を参考にしながら研究してまいります。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） 他の地域でものぼり旗は、皆さんかなり立ててありますけれども、ぜひ旭市のほうでも検討していただければと思います。

また、防災無線などでもその涼み処の場所を、はっきりどこどこというのを周知してほしいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 防災行政無線は放送時間や内容の制約もございますので、他の情報発信とのバランスを考慮しながら、効果的な周知方法について研究してまいります。
以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） ぜひ、せっかくの涼み処の場所を用意してあっても、そこを利用できないということがないようにしっかりと、しつこいようですけれども周知のほうよろしくお願いして、次の質問に入ります——（１）のごめんなさい、質問です。

涼み処には給水スポットの用意などはされているのでしょうか、質問いたします。

○議長（宮内 保） これは庁舎ですか。

○１７番（伊藤房代） そうですね、庁舎です。まだこの続きですので、ごめんなさい。

○議長（宮内 保） 続き、（１）ですね。

○１７番（伊藤房代） 熱中症対策の（１）の、暑さをしのぐ場所の冷房の効いた涼み処の設置のところに、要するに給水スポットの用意、されているのかということで、次の質問ではなくてごめんなさい。まだ１番の続きです。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 現在、涼み処に給水スポットは設置しておりませんが、総合体育館では既存の給水機が利用可能です。また、その他の施設につきましても、自動販売機などにより水分補給が可能となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次の（２）の小・中学校や庁舎などの公共施設への冷水機の設置の部分での、先ほど別々

ということでしたので、庁舎のほうの公共施設のほうはどうか質問いたします。先ほど小・中学校のほうは回答いただきましたので、庁舎のほうの公共施設についての冷水機の設置についての質問をさせていただきます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からお答え申し上げます。

公共施設に冷水機を設置できないかの質問でございますが、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機を設置する予定はございません。

熱中症対策につきましては、小まめな水分補給が大切だということは十分認識はしておりますが、冷房が効いている建物内では熱中症のリスクが低く、またそれぞれに、先ほど健康づくり課長のほうもご答弁申し上げましたが、自動販売機が設置されておりますので、水分補給につきましては、そちらのほうをご利用いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。それでは、また質問させていただきます。

旭市でも、SDGsの推進に市民にマイボトル利用を促し、水筒などのマイボトルを持参すれば誰でも無料で給水できるように、公共施設に冷水器や給水スタンド、冷水と常温水の2種類が利用可能の設置はできないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 議員おっしゃるとおり、マイボトルを利用することにつきましては、環境に配慮する上で大切なことだということは理解しておりますが、本市の公共施設では、使用済みのペットボトルや空き缶につきましては自動販売機を設置している業者によりごみ箱が設置されており、回収してリサイクルを行うなど、環境へ配慮した取組も実施をしております。

繰り返しにはなりますけれども、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機等を設置する予定はございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） 再度質問させていただきます。

佐倉市上下水道部では、市民の皆様に佐倉市のおいしい水道水を味わっていただくため、またSDGsの推進や熱中症対策を目的として、佐倉ふるさと広場の佐蘭花テラスに冷水対応の給水スポットを設置しています。ご利用は無料となりますので、マイボトルをご持参の上、ぜひ佐倉市のおいしい水道水を味わってくださいとあります。

旭市でも、小・中学校や公共施設などに冷水対応の給水スポットの設置はできないか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） お答え申し上げます。

佐倉市の事例をご紹介いただきまして、ありがとうございます。同じ回答になって大変恐縮ではございますが、現在のところ当市におきましては新たな設置の予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

小・中学校のほうはいかがでしょう。先ほどの質問と同じになりますが。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 小・中学校におけます給水スポットというところでございますが、各学校におきましては、手洗い場や水飲み場等でそちらのほうを整備されておりますので、まずはこれらの衛生管理を徹底しまして、これらを十分に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

再度、ぜひ熱中症対策に、また環境の面からもカウント式給水機や冷水機、冷水対応の給水スタンドなど、幅広く小・中学校や公共施設などへ設置はできないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、小・中学校の部分で回答を申し上げます。

小・中学校としましては、熱中症対策としまして、本年度、中学校5校と来年度開校となりますひかた椿小学校の屋内運動場に、空調設備を設置するという予定になっております。エアコンを設置することによって、熱中症のリスクが低くなるというところの中で、全ての小・中学校の教室のほうにも既に空調設備を設置しているところでございます。

飲み水以外にも熱中症対策としてどのような対応が望ましいか、教育現場から声を聞いて検討するなど、児童・生徒のよりよい教育環境の整備について考えてまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

同じ質問になりますが、公共施設のほうの設置はいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 何度も同じ答えになって大変恐縮なんですけれども、本市におきましては総合体育館とパークゴルフ場に、カウント式ではございませんが冷水機のほうを設置しております。本庁舎等におきましては滞在時間も短く、冷房も効いているという状態もございますので、熱中症のリスクは低いというふうに思われます。

先ほどと回答は同じになりますが、現在のところ、このような設備の設置の予定はございませんが、いろいろご紹介をいただきました先進的な事例、その辺を十分我々のほうも情報収集しまして、今後の課題として認識させていただきたいと思いますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございました。ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、（3）の、先ほど高齢者世帯の部分はお聞きしましたので、集会所などへのエアコン設置・購入への補助はあるのか、再度質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 区の集会所へのエアコンの設置に対する補助につきましては、地区集会施設修繕事業として、天井に埋め込むタイプのビルトイン型であれば、建物の天井と一体型でありますので補助金を充てることができます。

しかし、壁に取り付けたり床に置くタイプのエアコンは備品の扱いになるため、こちらの補助対象になっておりません。ご理解をお願いします。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ぜひ今後、集会所などへのエアコン設置・購入への補助は、今後検討していただければと思いますので、次に移らせていただきます。

2点目の公園の安全対策については、ぜひ検討していただければと思います。

（2）のほうの樹木が伸び過ぎてという部分は、本当に今、西側のテニスコートの横はもう歩けない状態なんですね。歩道を歩くと下まで木が下がっている状態なので、ぜひまた都市整備課のほうから伝えていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、3点目の運行内容について質問いたします。

（1）のコミュニティバスの運行内容についての再質問をさせていただきます。

ある中央小学校へ通うご家族の方から、コミュニティバスを学校の登下校に合わせて乗れたら防犯上いいねとの声がありました。また、高齢の方からは、バス停が遠くそこへ行くまでが大変との声があります。もっと細かく路地裏まで入れるよう改善はできないか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） コミュニティバスは、現在5台のバスを最大限に活用して運行しておりますが、運転手の労働時間などの制約もあるため、路線の新設や延伸、便数の増便など、運行の拡充に対応することは難しい状況でございます。

市では、コミュニティバスで対応し切れない部分につきまして、デマンド交通、きらりんタクシーを運行し、交通弱者の方々の移動手段の確保を図っております。このコミュニティバスときらりんタクシー、二つの事業を継続して対応していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、（2）のデマンド交通、きらりんタクシーの運行内容についての再質問をさせていただきます。高齢者の方から、旭中央病院に行くときはよいのですが、帰りは診察がいつ終わるか分からないのでデマンド交通、きらりんタクシーを頼めないとのこと、予約時間の改善はできないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 診察の終了時間が見込むことが難しい場合などは、予約がしづらい点はあるかとは思いますが。デマンド交通は、乗り合いという性質上、複数の利用者の予約を調整して最適な配車を行う必要がございます。そのため、事前予約を原則としまして、1時間前までのご予約をお願いしているところでございます。

このデマンド交通は事前に利用登録が必要となります。登録をする際には、利用方法などをより詳しく丁寧に説明をしまして、こういった病院帰りの利用などの場合は、受診終了時間のある程度猶予を持って見込んでいただき、その時間に合わせて事前にご予約いただくようお願いをしております。

この予約方法につきましては、昨年、土日でも予約をできるように改善をしたところがございます。利用者の皆様がより利用しやすくなるよう、予約方法や案内の充実について引き続き検討してまいります。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、4点目の運転免許証返納者への支援について再質問させていただきます。今後、運転免許証を返納された方が支援を受けるには、どのような申請をしたらよいのか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 支援を受けるためには、コミュニティバスの乗車時や、サービスを行っている各店舗で、運転経歴証明書を提示する必要があります。運転経歴証明書は運転免許証と同じサイズで、住所、氏名、生年月日、自主返納を受理された日などが記載され、本人確認書類として永年使用することができます。

取得する場合は、お住まいの都道府県の運転免許センターや警察署に申請していただきます。取得に関する詳しいことは県警のホームページのご案内をご確認ください。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ周知のほうよろしくお願いいたします。

次に、再々質問をさせていただきます。今後ますます高齢化が進む中、運転免許証を返納された方には回数を決めて無料タクシー券を配布するなど考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（杉山かおる） 無料タクシー券の配布につきましては、先ほどのコミュニティバスやデマンド交通の支援もございますので、現在のところ導入の予定はございませんが、国や県、他の自治体の支援の動向を注視しながら、また旭市の財政状況なども見据え、研究してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） どうもありがとうございました。ぜひ検討して、今後ますます高齢化が進みますので、ぜひ検討のほどよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇ 高 橋 美千子

○議長（宮内 保） 続いて、高橋美千子議員、ご登壇願います。

（2番 高橋美千子 登壇）

○2番（高橋美千子） こんにちは。議席番号2番、参政党、高橋美千子です。

令和8年第2回、6月の定例会におきまして議長より一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

一般質問の前に、先日6月15日、茨城県の下妻市の須藤豊次市長が亡くなられたというニュースがありました。まず初めに追悼の意を表したいと思います。須藤市長は3月29日に当選したばかり、また、茨城県は県の独自の対策として不法就労通報奨励金を2026年5月11日、先月始めたばかりでした。とても悲しいニュースだったと思います。須藤市長もこれからというところだったかなと思っております。

では、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。まだまだ慣れない点多々ありますが、温かい目で見えていただけると幸いです。

私からは、大きい1項目めとして児童手当の支給についてと、2項目め、農業の担い手不足の解消についての、大きく二つの項目について質問させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一つ目の児童手当の支給についてです。

先日4月20日に行われました国会、参議院こども・子育て・若者活躍特別委員会にて、こども家庭庁は、昨年全ての自治体に対し平成27年以降に児童手当制度における外国人の不当事例について調査をしたところ、住民票を消去しないまま出国したことによって過誤払いがあった事例が、全1,741市区町村の2割ぐらいであったと明かしました。

児童手当の受給には、子どもが日本国内に住んでいる必要があるとする国内居住要件があります。全1,741市区町村の2割ぐらい、つまり350前後の自治体にこのようなケースが見られたそうです。

そこで、(1)の質問といたしまして、本市でこのような誤支給があったのかどうか、お伺いいたします。

次に、大きい項目の2番目、本市の基幹産業である農業が直面している危機的状況について、農業の担い手不足解消についてお伺いいたします。

農林業センサスの調べによると、農業経営体数は平成22年、2010年には2,519件あったのが令和7年、2025年には1,571件と、この15年間でほぼ1,000件弱の農業経営体が減ってしまいました。また、平均年齢は63歳、従事者のほぼ半数が65歳以上など、高齢化と衰退に歯止めがかかりません。

先日の飯嶋議員の質問にもありましたとおり、物価高の影響もあり、現在、市内、全国の農家の経営はまさに限界を迎えております。夏から秋にかけての本格的な農繁期を前に、高齢化が進む中、収穫期の労働力の確保は一刻の猶予も許されない状況です。しかし、ここで大きな壁となるのが受入れ側である農家の負担です。多くの農家は日々の苛酷な作業に追われており、体験者の募集、移動手段や宿泊場所の確保、契約手続といった煩雑な事務負担に耐える余裕がありません。

その一方で、先日5月18日のニュースでは、千葉県旭市のアパートで不法滞在の外国人14人が摘発されたとの報道がありました。摘発されたのは、タイ、インドネシア、カンボジア国籍の20から50代の男女で、うち13人は短期滞在ビザ、1人は技能実習生として入国しており、中には7年もの間不法滞在していた人もいたという、大変不名誉なニュースで旭市が取り上げられました。

また、そのニュースでは、出入国在留管理庁によりますと、2024年の千葉県の不法就労者数は2,257人で、茨城県に次ぐ全国で2番目に多いと発表されました。こうした人手不足対策の推進に当たり、法的なリスク管理、すなわち外国人不法就労の防止という守りの対策が必要と考えております。慢性的な人手不足や収穫期の焦りから、在留資格が不十分なまま外

国人を雇用し、農家側が意図せず不法就労助長罪に問われる事態は絶対に避けなければなりません。

そこで、まず初めに質問の入り口として、市が主導する窓口において適切な在留資格の事前確認を代行する体制はありますのでしょうか、お伺いいたします。

以上、2項目2点についてお伺いいたします。

なお、再質問につきましては質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは1項目めの児童手当の関係についてお答えいたします。

先ほど議員もおっしゃってありましたように、児童手当制度の住所要件において受給資格者及び対象となる児童は日本国内に住所を有する者とされ、住民基本台帳に記載されている必要があります。これは外国人についても同様となります。

支給要件を満たさない外国人へ児童手当を誤支給する事例があるとのことでしたが、本市においてはそのような事例はございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、市の窓口で適切な在留資格の確認が行えるかどうかという点について回答します。

在留資格など外国人に関する管理事務は出入国在留管理庁が行っておりますので、市町村では、在留カードに記載されている内容、国籍や在留期間などを超える情報の確認を行うことはできません。就業が可能かどうかにつきましては、在留カード自体に「就労不可」や「就労制限なし」、また幾つかある例外的な許可について印字されておりますので、在留カードを見て確認することができます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

それでは、まず初めに、一つ目の質問から再質問させていただきたいと思います。

旭市では誤支給がなかったとのことで、安心いたしました。次に再質問といたしまして、本市における外国人の児童手当の受給状況について伺いたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本市における外国人の児童手当受給者数につきましては、直近の支給日時点、これは6月の下旬になりますが65人、全体の受給者数4,043人の約1.6%となっております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご答弁ありがとうございます。全体の1.6%いらっしゃるということで理解いたしました。

この点については、国の制度で定められておりますので致し方ないかと思いますが、国では不正受給の件数や総額が把握していないとのことを比べれば、旭市の透明度が理解できるかと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

国では、令和9年3月以降に関連機関の情報ネットワークシステムを整備し、支給事務を担う自治体などが、子どもの出入国や居住の実態を把握できるようにする方針をお示しいただきましたが、整備が整うまで約半年間あります。今後も旭市で外国人への児童手当の誤支給が起きないようにするために、市独自で防止対策ができるかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 児童手当は国の制度でありますので、市独自での対応は難しいところがございますが、本市では、外国人の方が児童手当の申請手続きを行う際には制度を正しくご理解いただけるよう分かりやすい案内を心がけるとともに、必要に応じて翻訳機を活用するなど、丁寧な説明に努めているところでございます。

外国人への誤支給の防止に当たっては、受給資格者や対象児童の居住実態の把握等が重要となりますので、関係課と連携し必要な情報を共有するなどして、支給要件を満たさない外国人へ児童手当を支給することがないように、適切な支給事務の遂行に取り組んでまいります。以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

先ほど申し上げたとおり、国が動き出す令和9年3月まで半年以上あります。また、3月以降とのことですから、きっかり3月に始まるとも限りません。先ほど答弁いただきました、今後も旭市でこのような事例が起きることのないよう、適切な支給を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で大きい項目の1の質問を終わります。

次に、大きい項目の2番、農業の担い手不足解消についてに移りたいと思います。

旭市内に転入した際に、市役所の窓口にて在留カードの確認をしていただいているということで、ご答弁ありがとうございました。

次に、再質問といたしまして、外国人が就労を行う場合の注意点をまとめたリーフレットを市独自で作成すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 現在、リーフレットを作成する予定はありませんが、外国人の在留資格については出入国在留管理庁が所管し、農業における外国人雇用については農林水産省が所管し、それぞれの必要な手続等の案内を行っておりますので、必要な場合に依ってこれらの周知を行ってまいります。よろしくお願いします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

最初に申し上げましたとおり、千葉県は不名誉にも全国で2番目に不法就労が多いと申し上げました。作成する予定はないという答弁でしたが、外国人の方にも在留期限を守っていただくためには、市独自の判断も必要になってくるのではないかと思います。また、必要に応じて周知を行っていただけるということでしたので、前向きに検討していただけますと幸いです。

次に、視点を変えて再質問いたします。

こうした外国人材だけに頼るのではなく、日本国内で人材を賄えないのかと考えます。新たな担い手や関係人口を呼び込むために、地元の学生や近隣住民、都市部の若者を対象とした農業お試し体験やボランティア、ワーケーション等、どんなことを市で行っているのでしょうか。市で取り組んでいる具体例をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 本市の基幹産業である農業の分野においても、おっしゃるとおり労働力不足が進行しております。このことから、市では労働力を確保するための施策を積極的に展開しております。

具体的には、一つ目が、都内で開催される新規就農を希望する人向けの移住・定住イベン

トへ出展し、本市での就農のPRをしています。二つ目として、農業を知ってもらい、お試
しで体験してもらうため、市内農業者のもとでの1泊2日の就農体験を実施しています。ま
た、三つ目として、市内での就農を目的とした地域おこし協力隊の受入れ及び活動支援など
を行っております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

先ほど三つの具体例を挙げていただきましたが、その取組の成果として、参加人数と参加
者、担当者のイベントの感想などお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 先ほどご回答した順に説明をさせていただきます。

一つ目の移住定住イベントは、令和7年度に2回出展しまして、19人から相談などを受け
ることができました。このイベントは都内など都市部の住民をターゲットとするもので、就
農に限らず、旭市での生活、それから各種支援制度などの説明、その後、質疑に答える場と
なっております。

相談者からは、旭市での生活、農業の実態などの疑問を解消することができたとの意見を
伺っております。市としても、参加しまして、相談者のニーズなどを把握することができた
と感じております。

次に、二つ目の就農体験の参加者は、民間事業者と連携した事業の参加者も含めて22人と
なっております。このイベントでは、旭市での就農に関心のある人を対象に、農業者のもと
で実際の農作業を体験していただきました。

参加者からは、農業を実際に体験することで就農のイメージを実感することができたとの
感想をいただいております。また、市としても本市での就農に関心を持つ人を把握すること
ができ、さらに関係人口としてつながりを得ることができたと感じております。

続いて、三つ目の地域おこし協力隊は、農業分野で現在2名に活動をいただいております。
令和8年4月に活動がまだスタートしたばかりではありますが、隊員には市のPRも含め精
力的な活動を現在行っているところでございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 様々なイベントの開催、また感想も好印象であったり、地域おこし隊
におきましては4月度からスタートしたばかりと。私も議員1年目でありますので、旭市の

PRに非力ながら協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ただPRするだけでは農業者数は増えませんので、人材確保及び経営力強化に対するワンストップの支援など、市でどのようなことを取り組んでいるのか伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農業者の支援には、先ほどの労働力の確保と併せて離職の防止、経営力強化が重要と考え、そのための施策を展開しております。新たに農業経営を目指す人の支援や既存の農業者の経営改善を目指し、担い手の育成・確保を行うため、県の海匠農業事務所、それから、ちばみどり農協、農業委員会、日本政策金融公庫と連携し、旭市担い手育成総合支援協議会を設置し、ワンストップの支援も含めた活動をしております。

具体的な事業として、一つ目が営農技術、経営の相談を協議会内で共有することで、農業者が一つの窓口に行くだけで、それぞれの機関からの支援策の提案を受けることができるワンストップ支援窓口の運営、二つ目として就農計画、経営改善計画の作成指導、計画達成への支援。三つ目としまして、農地の取得や貸し借りの利用調整などを行っております。

また、県では新規就農者を対象とした経営体育成セミナーを3年間にわたって段階的に、基本、専門、総合の順で開催をしております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。市・県と連携しての施設展開、どうもありがとうございます。

次に、先ほどご紹介いただきました市で行っている三つの施策について、現在の利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 先ほどと同じく、順に説明をさせていただきます。

一つ目がワンストップ窓口の令和7年度の実績は、日本政策金融公庫が実施する経営相談として41件の相談を受けました。なお、技術指導については、県の海匠農業事務所や、ちばみどり農協を中心に日常的に行っているため、件数の把握は行っておりません。

二つ目の就農支援の令和7年度の実績は、既に担い手となっている認定農業者の営農計画の作成、更新の支援を行った件数として126件、認定新規就農者となるための相談や就農計画作成の支援件数としては2件となります。

三つ目の農地の利用調整については、農地バンクの利用支援や農業委員会との情報共有等を日常的に行っているため、件数の把握はしておりません。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

技術指導についてと農地利用の調整について、件数が把握できないほどに日々多くの方から連絡が来ているということですのでよろしいでしょうか。再質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） そのとおりでございまして、技術指導については農水産課以外の農業事務所だったり農協が行っているため、まさに業務も多岐にわたっていますので、件数が把握できない状況です。農地の利用調整についても、同じように他の機関となります。件数も非常に多いということで聞いております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

就農支援の実績も合わせまして169件と、それと数え切れないほどの相談が来ているということで、農業経営に困っている農家がいらっしゃるものの現れだと思えます。

そこで、私から一つ提案といたしまして、農家の事務負担を少しでも減らすために、例えば、ワーケーションや遠くから来られたボランティアの方向けに、もっと気軽に参加していただくために市で宿舍を用意することはできないでしょうか。市が保有する空き家、市営住宅等を活用した共同宿舍の整備を推進すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 現在、市が公有財産を活用し共同宿舍を整備する予定はございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。

なかなか新しい事業を始めるとなると難しい点はあるのかなと思います。

いろいろ質問してまいりましたが、最後の質問といたしまして、外国人材だけに頼ることなく農業の担い手不足を解消するために、市ではどのように農業者を支援していくのか、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） まず、新規就農者への支援事業として、近隣の市ではあまりやっていない旭市独自の支援として、親元での就農者の支援や、市外から移住し、担い手となっている農家に雇用されて就農する人への家賃補助などの支援を、積極的に行っております。

また、先ほどご案内しました旭市担い手育成総合支援協議会でのワンストップ支援や、就農、経営改善、農地利用等のきめ細かな支援を関係機関と連携して行っております。さらに、就農の準備や経営開始などの各段階に応じた国の支援制度や、県が実施する支援等についても積極的に周知してまいります。

まとめとしまして、今後も県やちばみどり農協などの関係機関と連携し、新たな労働力の確保に努め、営農の土台づくりを支援してまいります。また、経験を積んだ農業者に対しても経営力を強化するための支援を行うことで、持続可能な農業を地域全体で推進したいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

農水産課では、この新規就農ガイドというパンフレット、こちら独立までの道のりでしたりが詳しく書かれていたり、支援制度も、国からのもの、市でも行っているものなど、ほかにもとても分かりやすくすばらしいものを作っていただき、大変感動しております。

また、前回の他者からの一般質問でも、新規就農支援事業や親元就農支援の定着率は100%、97%と、とても高い水準であったと記憶しております。ですが、それ以上に離農者数が多くなっている現状がありますので、大変心苦しく思っております。今後も担い手不足解消については、リスクにも対応しながら、もっとスピード感を持って取り組んでいかねばならない事案かと思います。

緑豊かなまち、この旭市の基幹産業でもある農業を未来に引き継いでいくためにも、旭市の総合戦略にもあります「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」のために、今後ともご尽力いただけたらと思います。

終わりといたしまして、私は農業は国防だと考えております。今、日本の食料自給率は38%だと言われております。ですが、農業産出額千葉県第1位のこの旭市だからこそ、全国で見ても5番目ですから、この旭市から日本の食を支える理想のモデルとなるような施策を今後とも進めていけたらと思います。

まだまだ勉強不足で至らない点もありますが、私も非力ながら、先ほど申し上げましたPR活動にも力を尽くしていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問を終わります。

高橋美千子議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（宮内 保） なお、次回は25日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 5分